

多様な保育ニーズへの対応について

村上市における出生数は毎年変わるものの、合併前の旧市町村の合計数では 748 人あったものが、合併後の平成 23 年には 402 人と半分近くに減少し、村上市の人口減と高齢化の進捗と相まって確実に減少している現状にあります。このことは、入園する園児の数に直結する問題であることから、今後、市全体で保育園の整理統合を視野に入れた対応が迫られことになります。

しかし、子どもが少なくなり入園児が減少したとしても、保育サービスの内容を低下させることはできません。逆に保育サービスの幅を拡大することと、また質を向上させ、村上市の子育て支援策を充実していくことで、若い夫婦が安心して子どもを産める環境にしていかなければなりません。

1. 子育てを取り巻く状況

情報の入手手段と発信手段の発達、特にインターネットや携帯電話の普及、経済構造の変化による就労の形態は、若い夫婦の意識や子育て環境をも大きく変えています。その特徴的なものとしてあげられる項目は、次のとおりです。

- ①親と同居しない。
- ②夫婦共働きをする。
- ③女性が積極的に社会進出する。
- ④勤務形態（就業日・就業時間）が変化している。

このような社会環境の変化から、保育サービスに対する要望も広範囲、かつ多様化している現状にあります。また、親と同居しない夫婦が増えている中、親や親族、知人などに子どもを預けることも困難となっているため、安心して子どもを保育してもらえる保育サービスの拡充が求められています。さらに、共働き家庭にあっては、子どもの突然の発熱や病気により親が仕事を休まざるを得ないこともあり、仕事と子育てを両立させるうえで大きな障害にもなっているため、その受け皿として保育サービスへの期待はますます増加しています。

2. アンケート結果から見えるもの

昨年度、村上市が全保育園の保護者を対象に行った「保育園のあり方に関するアンケート」の結果（複数回答）をみると、保護者の保育ニーズへの要望では「早朝保育」（81 人）、「延長保育」（142 人）はもちろんですが、もっとも要望の多かったのは「病児・病後児保育（完治前を含む病気の子どもの保育）」の 412 人、次に「土曜保育」の 278 人、そして「休日保育（日曜・祝日）」の 228 人、「延長保育」の 10 人となっています。「育児相談」も 135 人となっていることから、育児に関する悩みの相談や子育てへの不安から相談できる相手を求めていることが読み取れます。また、数は少ないものの、「夜間保育」が 54 人、「障害児保育」が 45 人となっていることも注視しなければなりません。

今後、このような幅広い保育ニーズに対応する体制の構築と充実が喫緊の課題となりますが、村上市として保育サービスの充実を図り、子育て支援策をどのように進めていくかが重要です。

3. 指定管理者制度への移行

保育サービスを充実するにあたり、村上市は、今後の方針に「公設民営」を基本に据えています。この手段として「指定管理者制度」を活用していく考えですが、利用者にとってのサービスが低下しないための努力と、受託者にサービス水準の拡充を確実に図るよう要望していく必要があります。前段で紹介した「保育園のあり方に関するアンケート」の指定管理者制度の導入についての質問結果では、指定管理者制度の導入に対して、「賛成」が 70 人、「条件が整えば賛成」が 315 人となっており、過半数以上が容認しています。また、導入に「反対」が 97 人、「どちらかといえば反対」が 149 人となっており、相当数の保護者が導入に足踏みする結果にもなっています。導入に賛成する理由には、「サービスの向上が期待」が 62 人、「延長保育、休日保育、病児保育等の特別保育が充実」への期待が 59 人となっています。また反対の理由は、「民間運営に不安」(151 人)、「保育の質が維持できない」(127 人)、「市営との差が出る」(117 人)と、保育サービス面について不安視する保護者が多くなっています。

したがって、指定管理者制度の導入にあたっては、保護者に対して正確な情報の提供と、理解を求める説明会などを開催する姿勢が必要であり、保護者の不安を払拭し「安全」「安心」「納得」を基本にした保育内容にしなければなりません。加えて、そこに働く保育士が劣悪かつ過酷な労働環境下に置かれ、事故などを生じさせないような防止策を講ずる指導を行うとともに、指定管理料には基準を下回ることのない人件費を積算することが求められます。

4. 今後の施策展開

前述したアンケート結果を踏まえて、今後次の事項について充実を図っていくこととします。

1) 延長保育の拡充

現在、延長保育は上海府保育園を除く村上市内の全保育園で、午後 6 時 30 分まで行っていますが、多くの働く保護者の就労時間を考慮して、現行の時間を延長することが必要です。ただし、保育士の勤務体制が現行のままでは対応できないことから、有資格の臨時保育士（パート）を複数配置することが条件となりますが、そのためには利用希望者を事前に調査し、適正な時間で開設して行くことが望まれます。

また、夜間保育は、たとえ要望があったとしても、保育が長時間にわたることから、授乳、食事、疾病予防など保健面への配慮が重視されること、また、緊急時への対応に窮すること、さらには、保育士の勤務体制と園児の安全面を考慮すると、現状での実施は困難と思われます。

2) 休日保育の充実

勤務形態の多様化によって、現在土曜日に養育できない保護者のために保育サービスを行っていますが、これと同様に日曜日や祝日に働く保護者のためにも、日曜日や祝日に保育サービスを行うことが望まれます。ただし、どれくらいの園児が利用するかが不明なこと、またできるだけ保育を家庭内で行うことの大切さを普及啓発した中で事前に希望を調査をして、正確な数を把握することが必要です。開設にあたって一番問題となるのが保育士の確保と勤務体制ですが、このよ

うな点を考慮すると、各地域の保育園 1 か所を拠点施設として定めて開設するか、または勤務者が最も多いと予想される村上市街の保育園 1 か所か 2 か所に限定して開設するなどの方法を検討することが求められます。

3) 病児・病後児保育の充実

「保育園のあり方に関するアンケート」の回答の中でもっとも要望のあった事項です。これは、本来病中又は病気の回復期にある子どもを、家族の介護や勤務の都合など、やむを得ない事由により、集団保育や家庭での保育をすることができないときに開設するものですが、ここで回答が多かった背景には、子どもが風邪などで数日休んだ、あるいははしかなどで数日休んだ後のフォローをしてほしいという希望と思われます。このようなケースへの対応としては、保育士が、村上市本庁及び支所の保健師と連携して状況を見守り、適切な対応をしていくことが大切です。

また、生まれながらにして病気を持つ子どもや、大きな病気をして後遺症の残る子どもを対象にした保育では、やはり医師（医療機関）の全面的な協力がないと実施することは困難です。その理由には、緊急時における処置と加療が必要なこともあるためですが、実際に村上市内に協力していただける医師（医療機関）がいるかどうかが大きな課題となります。開設にあたっては、できるだけ医師（医療機関）の協力を得やすい村上市街の保育園 1 か所を拠点として開設するなどの工夫をしながら、今後医師会と交渉していくことが必要です。

4) 育児相談の充実

育児相談の拠点となる子育て支援センターの職員体制を充実させることで、子育てに不安を感じている若い保護者の悩み相談を正面から受けることが可能となります。センターと保護者との連携で、子育てへの不安解消に努めるとともに、良好な子育て環境を作っていくことが大切だと考えます。

また、児童発達についての専門相談員を配置するなどして、保育士と常に連携し不安を抱える保護者への相談支援体制を充実していくことが求められます。

5) 障害児保育への対応

障害などを持つ子どもが、集団保育の中で、他の子どもと共に育ち合っていくことは保育の重要な要素ですが、反面、保育士にかかる負担が非常に大きいことから、現況での受け入れは難しい状況にあります。しかし、障害を有している子どもの保護者が、安心して保育園に預けられることが求められるため、保育環境や個別配慮などについて、専門家の家庭相談員や臨床心理士などを委嘱して各保育園を巡回し、保育士に適切な助言や指導を行うことが必要となります。

また、障害児保育について、保育士自身の理解を深めるために、各種研修会への参加や、保育園内での研修会を開催することで障害児教育への対応と理解を深めることが求められます。

6) 休日保育時の給食提供

日曜日や祝日に働く保護者のため、日曜日や祝日に開園する際に、平日と同

様に通園児に対して給食サービスを行うことが望まれます。これによって、働く保護者の負担を軽減するとともに、栄養のバランスと子ども期から「食育」の習慣を身につけさせることが可能になると考えます。